愛西市に転入し、新生活を始める新婚世帯を支援します

愛西市新婚世帯住居費等支援補助金

●結婚に伴う新生活を経済的に支援し、安心して暮らしていただけるよう、新婚世帯に対して住居費の一部を助成します。

©AKR Illust:伊藤彰

■対象となる世帯

次の①～⑦全てに該当する世帯

① 婚姻届を提出し、受理されている
※再婚の方も対象

② 婚姻日時点で、夫婦共に４５歳以下

③ 夫婦一方または双方が婚姻日の２年前の日から申請日までに愛西市に転入届を提出し、受理されている

④ 申請時点で、夫婦双方の住民票が申請する住宅の住所と一致している

⑤ 他の公的制度による家賃補助を受けていない（勤務先からの住居手当は除く。）

⑥ 過去にこの補助金の交付を受けたことがない

⑦ 市税の滞納（転入者については、転入前の住所地で市町村税の滞納を含む。）がない

■申請期間

婚姻日から１年以内

■対象と補助額

区分	住居費	
	取得の場合	賃貸の場合
対象	夫婦の一方又は双方が本市に転入してから２年以内に婚姻し、住宅を取得（購入又は新築）した世帯 ※土地代、増改築費、リフォーム代を除く	夫婦の一方又は双方が本市に転入してから２年以内に婚姻し、住宅を賃借した世帯（入居した月の１か月分の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料） ※勤務先から住宅手当を受けている場合は、その分を対象経費から除く
補助上限額	５万円	５万円

※住居費（取得）の補助を受けた場合は、確定申告等の住宅借入金等特別控除において、住宅の取得費用から当該補助金の額を控除して計算する必要があります。

■申請に必要な書類

○共通書類
補助金交付申請書
婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本（※）
世帯員の市町村税の未納のない証明書（※） 転入者は転入前住所地における未納のないことの証明書が必要です。

※愛西市の公簿で確認できる場合は省略することができます。

【申請内容によって必要な書類】　原本をお持ちください。確認時にコピーを取ります。

○住居を取得した場合
売買契約書（新築に係る工事契約書）[補助対象者本人名義のものに限る]
取得費用の領収書

○住居を賃貸借した場合
賃貸借契約書[補助対象者本人が契約したものに限る]
家賃等の費用の領収書、見積書 （口座引き落としなどの場合は、通帳など支払ったことがわかる書類）
住宅手当支給証明書（勤務先から住宅手当が支給されている場合のみ）

■申請窓口

○愛西市役所　市民協働部　市民課

愛西市稲葉町米野３０８番地　　電話　０５６７－５５－７１１２(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

■問い合わせ先

愛西市役所　市民協働部　市民課

〒４９６－８５５５　愛西市稲葉町米野３０８番地

電話　０５６７－５５－７１１２（ダイヤルイン）

あいさいさん